

商品概要説明書
特典付貯金「あんしん定期積金」

(令和2年11月1日より適用)

1. 商品名 (愛 称)	・ 定額式定期積金 「あんしん定期積金」
2. 販売対象・受入条件	・ 個人
3. 契約期間	・ 定額式定期積金 … 5年(60回)
4. 払込方法 ①払込方法 ②払込金額 ③払込単位	・ 契約期間内で掛金を分割受入 ・ 毎月 3,000 円以上 ・ 1 円単位
5. 支払方法	・ 約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して給付 契約金を払い戻します。
6. 給付補てん金 ①適用利回り ②利払頻度 ③計算方法 ④税金 ⑤金利情報の入手方法	・ 当初契約時の店頭表示の利回りを満期まで適用します。 ・ 満期日以降に一括して支払います。 ・ 計算単位を 1 円として契約期間における掛金残高積数に利回りを乗じて計算します。 ・ 復興特別所得税を含み 20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) の分離課税となります。※平成 49 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・ 利回りは店頭に表示します。または、窓口でお問い合わせ下さい。
7. 特典内容	・ J A の葬祭事業の利用においては、次の特典を下記のとおり付与する。 なお、特典が重複する場合は両方の特典を付与する。 ※特典付与対象者は、あんしん会員並びにあんしん会員と生計を一にする同居者及び生計を一にしない実父母とする。但し、J A 松本ハイランドの葬祭事業利用に限る。
	「虹のホール利用の場合」 ・ ホール葬及び出張葬を J A へ依頼する場合 ① J A 松本ハイランド組合員 葬儀セット価格から一律 50,000 円引き ② J A 松本ハイランド特典付貯金「あんしん」取扱要領第 2 条に定める者 葬儀セット価格から一律 10% 引き ・ 法事等の法要に使用する料理及び返礼品 (合計金額 50,000 円以上の場合に限る。) すべてを J A へ依頼した場合 法事用生花 (花瓶用 1 対) または線香・ロウソクギフトセットを無償で提供 ・ J A メモリアル会館取り扱い商品の価格から 5 % を割引く ・ 墓所クリーニングサービス事業の施行価格から 5 % を割引く ・ 相続ほか各種相談を実施する。

	「くらしの相談センター利用の場合」 ・塩尻会館および中信会館を利用の場合 ①会場費無料 ②葬儀一式・料理 5 %割引（ただし、ビール券・商品券・飲み物は除く） ③マイクロバス送迎 無料（地区外等一部有料） ・お寺、公民館等、出張サービスを利用する場合 - 葬儀・葬祭一式・料理 5 %割引（ただし、飲み物は除く） ・法事料理を利用する場合 5 %割引（ただし、飲み物は除く）
8. 手数料	—
9. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利回り（小数点第4位以下は切捨て）により、計算した利息相当額とともに払い戻します。 ①初回払込日から解約までの期間が1年未満の場合 … 解約日における普通貯金利率 ②初回払込日から解約までの期間が1年以上の場合 … 約定年利回り × 60%
10. 貯金（預金）保険制度（公的制度）	・保護対象 当該貯金は、当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）または金融部（電話：0263-28-3063）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、長野県農業協同組合中央会が設置・運営する長野県JAバンク相談所（電話：026-236-2009）でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部または長野県JAバンク相談所にお申し出ください。 なお、直接お申し立ていただくことも可能です。 東京弁護士会（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249） 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

	・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記長野県 J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
12. その他参考となる事項	・払い込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べ、または、当初契約時の約定利回り（年 365 日の日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。 ・満期日以後の利息は、解約日おける普通貯金利率により計算します。

※ 上記に記載のない事項については、「定期積金（定額式）」と同様の取り扱いとなります。

※ お取扱い条件は、今後の金融情勢その他の事情により変更させていただく場合がございます。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A松本ハイランド